

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模工事（機械・隠ぺい部その他追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
3 対 象 業 種	空調工事
4 工 事 概 要	遮音対策工事 一式 アスベスト撤去工事 一式
5 工 期	令和7年3月19日まで
6 契 約 金 額	20,044,200円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年1月27日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番3号 富士・サンプラ・井上建設共同企業体 （代表者）富士古河E&C株式会社 東京支店 支店長 板倉 一成
9 随意契約締結の理由	現在、日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）（以下「本体工事」という。）は、上記業者が施工中である。本体工事の改修に際して、詳細な現場調査や解体等を進めた結果、隠ぺい部において配管やダクトのフランジ部におけるアスベストの含有、機器並びにダクト等における遮音仕様の図面からの相違が判明し、これらの対応を行う必要が生じた。 本件工事を施工するに当たり、同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在、本体工事を施工中の同者が施工することが最も効率的であるとともに、経費についても概ね52.7%の削減を図ることができる。 以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設盛土工事
2 施 行 場 所	東京都中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	盛土工事 晴海五丁目全体の計画高さ（約AP+6.5m）に地盤を嵩上げる工事
5 工 期	令和5年9月29日まで
6 契 約 金 額	27,955,400円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年1月13日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都文京区後楽一丁目5番3号 株式会社塩浜工業 東京本社 東京本店長 堀 昌弘
9 随意契約締結の理由	現在、隣接地において、東京都港湾局発注の晴海五丁目（特別区道中月第836線）道路改良工事（以下「港湾局工事」という。）が上記業者にて施工中である。 港湾局工事で整備がなされない範囲の一部を盛土する本工事は、港湾局工事と一体的な工事であることから、同者が施工することにより工期の短縮が図られる。 また、各単価及び経費率について基本的に港湾局工事と合わせることで、工事費全体で概ね3%の削減を図ることができる。 さらに、同者は港湾局工事を施工するに当たり、近隣住民に対し住民説明会を行っており、住民対応も円滑に進めることができるため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

